

奈良県告示第三百九十九号

次の奈良県指定有形文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、令和二年九月三十日付け文部科学省告示第一百十八号で重要文化財に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第五条第三項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

彫刻の部

名称	員数	所有者・住所	所在地	県指定告示年月日
木造能面（癒見）	一面	奈良豆比古神社 奈良市奈良阪町	奈良市奈良阪町	昭和五十二年 五月二十日
木造二天王立像 （頭部新造）	二軀	金剛山寺 大和郡山市矢田町 三五〇六番地	大和郡山市矢田町 三五〇六番地	平成十二年三 月三十一日